

新潟県政記念館規則をここに公布する。

令和4年3月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第19号

新潟県政記念館規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県政記念館条例(昭和50年新潟県条例第22号。以下「条例」という。)の施行に伴い、新潟県政記念館(以下「記念館」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(入館の承認)

第2条 記念館に入館しようとする者は、知事に申し出て、その承認を受けなければならない。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の承認を与えないことができる。

- (1) 他の入館者に著しく迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設、設備、資料等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、記念館の管理上支障があると認められるとき。

(入館の承認の取消し)

第3条 知事は、前条第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、前条第1項の承認を取り消すことができる。

(指定管理者による管理)

第4条 条例第7条第1項の規定により同項の指定管理者(以下「指定管理者」という。)に記念館の管理を行わせる場合における前2条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定の申請)

第5条 条例第9条第1項の規定による申請は、別記様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

- (1) 記念館の管理の業務に関する事業計画書
- (2) 当該法人その他の団体(以下「法人等」という。)に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の当該法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類
- (3) 当該法人等に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の当該法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(管理の細則)

第6条 条例及びこの規則に定めるもののほか、記念館の管理に関し必要な事項は、知事が記念館の管理を行う場合は知事が、指定管理者に記念館の管理を行わせる場合はあらかじめ知事の承認を得て指定管理者が定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式(第5条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

新潟県知事 様

主たる事務所の所在地

申請者 団 体 の 名 称

代 表 者 の 氏 名

新潟県政記念館の指定管理者の指定を受けたいので、新潟県政記念館条例第9条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の団体の財務の状況を明らかにすることができる書類
- 3 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにすることができる書類
- 4 その他知事が必要と認める書類